

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係るバイオマス燃料の調達及び使用計画書の内容確認要領

令和5年7月3日 森第382号 農林部長決裁

第1 目的

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第9条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画（以下「事業計画」という。）の認定申請に係る「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（以下「ガイドライン」という。）」第2章第1節3の②による「バイオマス燃料の調達及び使用計画書（以下「燃料調達計画書」という。）」の都道府県への事前説明に係る燃料調達計画書の内容確認の手続きを定める。

第2 内容確認手続き

1 燃料調達計画書の事前相談

ガイドラインに基づき、燃料調達計画書の事前説明を実施しようとする発電事業者は、燃料調達を行う区域を管轄する地域機関の長に様式第1号並びに内容確認事項整理票2及び根拠資料を提出するものとする。

なお、燃料を調達する区域を管轄する地域機関が複数に及ぶ場合は、発電所を計画している市町村を管轄する地域機関へ提出するものとする。

2 燃料調達計画書提出の報告

地域機関の長は、燃料調達計画書の提出があった場合、内容確認事項整理票2の根拠資料が整っているか確認し、内容確認事項整理票1を作成し、様式第2-1号により農林部長に報告するものとする。

なお、燃料調達の区域において複数の地域機関に及ぶ場合は、様式第2-2号により農林部長に進達するものとする。

3 燃料調達計画書の内容確認

発電所の所在及び燃料調達の区域が同一管内である場合、当該地域機関の長は燃料調達計画書の内容について、内容確認事項整理票2に基づき内容を確認し、必要に応じて補正指導等を行う。内容確認事項整理票2に基づく内容確認後、発電事業者・関係者ヒアリングを実施し、必要に応じて補正指導等を行う。

前項において進達を受けた農林部長は、燃料調達計画書の内容について、内容確認事項整理票2に基づき内容を確認し、必要に応じて地域機関を通じて補正指導等を行う。内容確認事項整理票2に基づく内容確認後、燃料調達計画に事業所が記載されている該当地域機関に様式第3号で照会し、該当地域機関が伐出事業者等へヒアリングを行い、その結果を様式第4号で農林部長に報告する。その結果をもとに、地域機関を通じて燃料調達計画書の補正指導等を行う。

発電事業者・関係者ヒアリングは、発電事業者のほか、伐出事業者及びチップ等加工事業者、並びに競合する燃料利用者等を対象とする。なお、発電規模に応じて、取扱量の少ない事業体等については、書類による内容確認等に代えることができるものとする。

第3 指導・助言内容の通知手続き

1 記載内容の協議

第2の内容確認手続きを完了した地域機関の長は、燃料調達計画書の6の(2)「都道府県との調整」欄に表記する内容について、内容確認事項整理票2を添えて様式第5号により、農林部長へ協議するものとする。

協議を受けた農林部長は、燃料調達計画書及び内容確認事項整理票2について内容を確認の上、様式第6号により地域機関の長に回答するものとする。

2 都道府県との調整事項の通知

1の回答を受けた地域機関の長は、発電事業者に対して、燃料調達計画書6の(2)「都道府県との調整」に記載する指導・助言内容を様式第7号により通知するものとする。また、通知を行った旨を森づくり課に報告する。

なお、農林部長が第2の3の燃料調達計画書の内容確認を実施した場合は、燃料調達計画書の「都道府県との調整」欄に記載する指導・助言内容を様式第7号により通知するものとする。また、通知を出した旨を様式第8号により地域機関の長に通知する。

第4 指導・助言内容に関する対応

1 燃料調達計画の再提出

第3の通知手続き後、発電事業者は、通知した指導・助言内容に対して実施した措置について改めて説明するために、燃料調達計画書を様式第9号により再提出することができる。

なお、再提出を受けた地域機関の長は燃料調達の区域において複数の地域機関に及ぶ場合、通知内容が適切に記載されていることを確認の上、様式第10号により農林部長に進達するものとする。

2 発電事業者への通知

前項で再提出を受けた地域機関の長は、通知した指導・助言内容に対する対応が適切であり、燃料調達計画書に不備が無いと判断した場合は、第3の手続きを準用して通知を行う。また、通知を行った旨を森づくり課に報告する。

なお、燃料調達計画書の進達を受けた農林部長は、通知した指導・助言内容に対する対応が適切であり、燃料調達計画書に不備が無いと判断した場合は、燃料調達計画書の「都道府県との調整」欄に記載する指導・助言内容を様式第7号により通知する。また、その通知を出した旨を様式第8号により地域機関の長に通知する。

第5 内容確認項目

1 バイオマス燃料の使用予定数量等の総括

[燃料区分毎の使用数量、調達事業者、収集地域(都道府県・原産国)等]

2 国内の森林に係る木質バイオマス燃料の概況

(1) 使用予定量、調達方法

[燃料区分毎の林業事業者、製材事業者等、調達数量、調達地域、チップ等加工事業者]

(2) チップ等加工事業者

[所在地、現状の原材料入荷量と今後の入荷計画量等]

(3) 伐出事業者の供給計画

[伐出事業者毎の現状の素材生産量、今後の素材生産計画量等]

(4) 製材等事業者の供給計画

[製材等事業者毎の現状の原木入荷量、今後の原木入荷計画量等]

(5) 木質バイオマス燃料の価格構成

[燃料区分毎の山元から発電所までの取引段階毎の価格、水分率]

3 国内の森林に係る木質バイオマス以外のバイオマス燃料の概況

[燃料区分毎の使用数量、調達事業者、収集地域(原産国)等]

4 バイオマス燃料の入手ルート

[燃料区分毎の発生源から発電所までのフロー]

5 燃焼灰の処理

※県での内容確認は不要

6 燃料供給者等関係者との調整

(1) 燃料の安定調達

ア 長期にわたる安定供給協定の証明や契約等の有無の考え方

[発電事業者とチップ生産業者及び木材事業者との協定書等を添付]

イ 燃料の安定供給に向けた関係者の取組

(2) 都道府県との調整

[都道府県への説明状況、都道府県の指導・助言内容]

(3) 国有林との調整

[森林管理局等への説明状況、森林管理局等の指導・助言内容]

(4) 林業、山村地域等への活性化の配慮

[発電所・関連事業予定雇用者数、木質バイオマス供給事業者側への要望等]

(5) 既存用途の事業者への配慮

[既存用途の事業者への説明状況、相手方の反応と対応策など]

(6) 地域社会に対する対応

[地域住民への説明状況、相手方の反応と対応策など]

(7) その他

第6 事務処理期間

標準処理期間は25日間（閉庁日を除く）とする。（「処理」が開始できるのは書類の不備等が解消された時点である。また、再提出に伴う処理日数は含まない。）